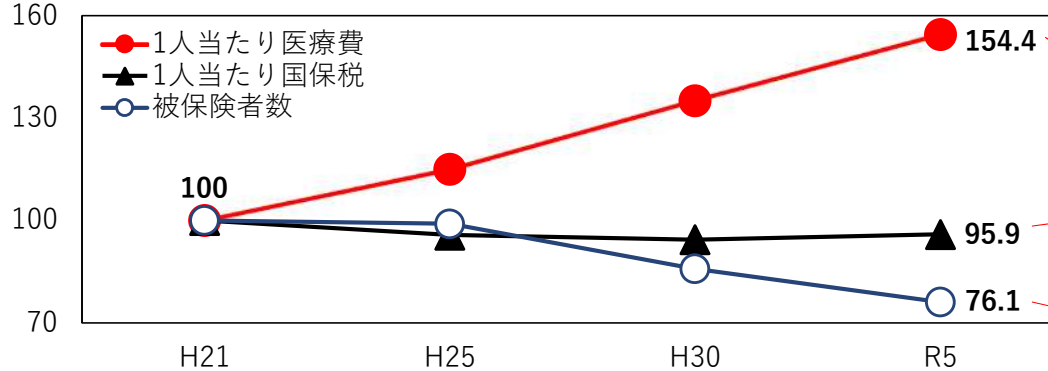


国民健康保険税の税率改定について

(%) 1人あたり医療費・国保税と被保険者数 (H21を100とした推移)



1人あたり医療費は、中核市で高い方から3番目

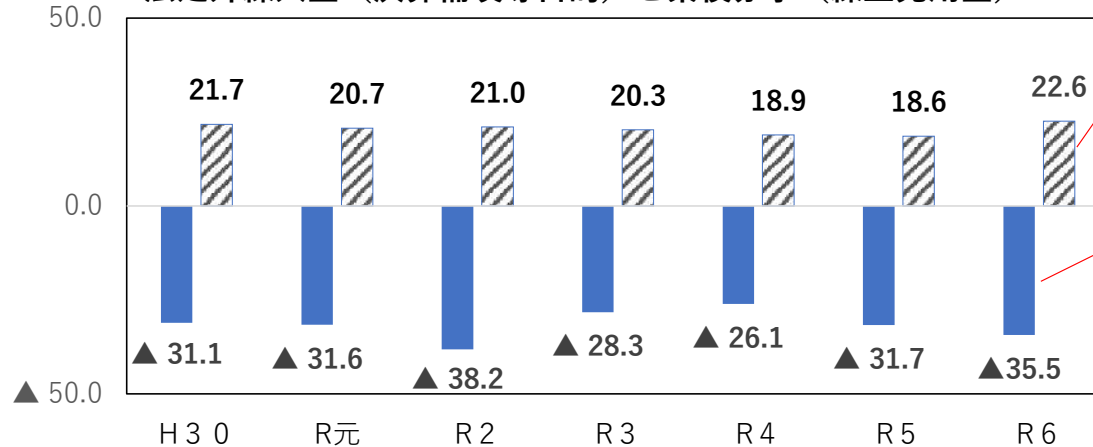
※他都市と比べて、腎不全（人工透析）が多い

1人あたり国保税は、中核市で低い方から3番目

※H21年度から税率改定を行っていない

被保険者は年々減少

(億円) 法定外繰入金（決算補填等目的）と累積赤字（繰上充用金）



法定外繰入金（決算補填等目的）は、県運営方針を踏まえ、R10年度までの解消を目指す

累積赤字(繰上充用金)は、段階的な削減を目指す

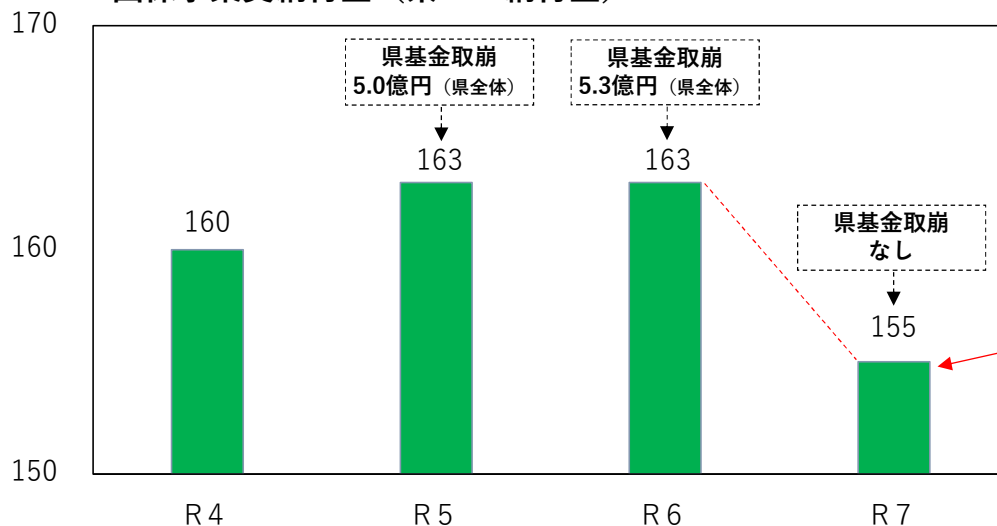
〔R4決算〕全国ワースト1位 本市 26.1億円

2位 松原市(大阪府) 10.2億円

※繰上充用を行っている市町村：22市町村（年々減少）

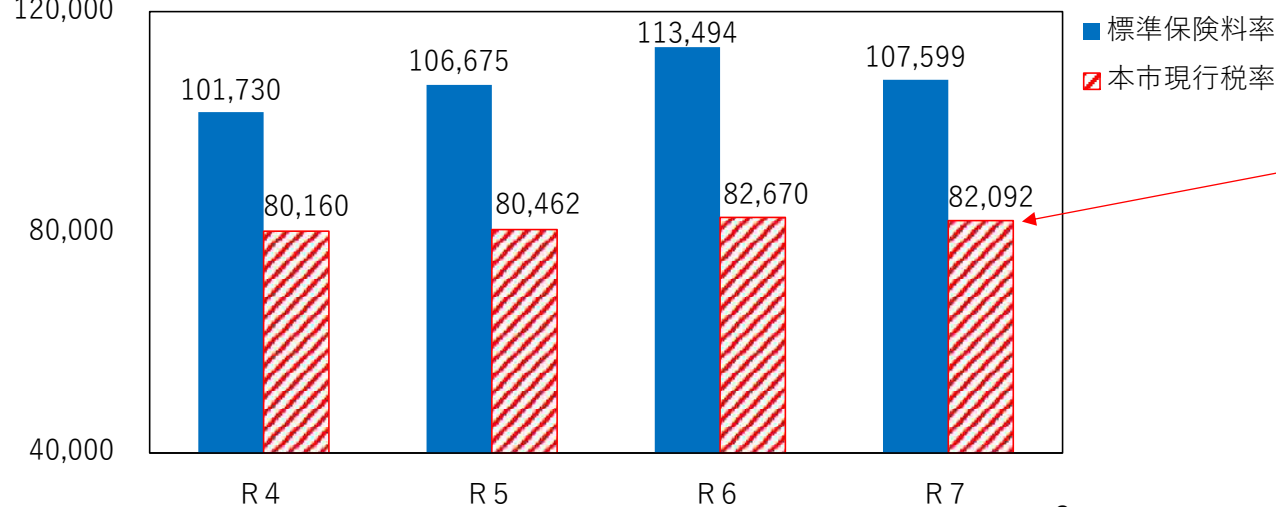
※R6は見込

(億円) 国保事業費納付金（県への納付金）



直近の保険給付費の減等により
対前年比▲8.6億円

(円) 一人当たり保険税



本市現行税率は標準保険料率の▲24%
※保険料水準統一や赤字解消に向けて、
標準保険料率に近づけていく必要がある

標準保険料率（給付を賄う保険料）と比較した場合、中核市・九州県都の中で、本市は最も差が大きい【最も低額】

< 4 人家族、課税所得 2 0 0 万円のモデル世帯での国保税の比較 >

中核市（62市）※未回答10市 (単位：円)

	自治体	R6保険料	R6標準 保険料率	差 額
1	鹿児島市	332,300	435,300	-103,000
2	〇〇市	310,900	403,600	-92,700
3	〇〇市	335,290	420,710	-85,420
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
50	〇〇市	400,700	398,300	+2,400
51	〇〇市	399,800	391,600	+8,200
52	〇〇市	334,900	286,400	+48,500
	平均	376,710	407,601	30,891

九州県都市（8市） (単位：円)

	自治体	R6保険料	R6標準 保険料率	差 額
1	鹿児島市	332,300	435,300	-103,000
2	〇〇市	310,900	403,600	-92,700
3	〇〇市	368,100	432,300	-64,200
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
6	〇〇市	373,400	380,600	-7,200
7	〇〇市	436,300	441,700	-5,400
8	〇〇市	400,700	398,300	+2,400
	平均	372,154	413,416	41,262

鹿児島県内（19市）※未回答1市 (単位：円)

	自治体	R6保険料	R6標準 保険料率	差 額
1	〇〇市	365,200	475,100	-109,900
2	鹿児島市	332,300	435,300	-103,000
3	〇〇市	318,800	414,000	-95,200
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
16	〇〇市	416,100	413,500	+2,600
17	〇〇市	322,400	297,200	+25,200
18	〇〇市	355,200	326,300	+28,900
	平均	359,300	407,601	48,301

R7：440,200円（+75,000）に改定予定

近年、国や県において、市町村国保の財政健全化を図るための取組が強化

●保険料水準統一加速化プラン【抜粋】（令和５年１０月：厚生労働省策定）

① 統一の意義

- ・ 保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ・ 被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。

② 完全統一（都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする）の目標年度令和１５年度までの移行を目指しつつ、遅くとも令和１８年度までの移行を目標とする。

③ その他

決算補填等目的の法定外一般会計繰入分について、本来であれば保険料や公費により賄う必要があるものを一般会計から補填するものであり、削減・解消すべき赤字である。

●第3期鹿児島県国民健康保険運営方針【抜粋】（令和6年3月：鹿児島県策定）

① 赤字解消・削減の取組、目標年次等

- ・国保財政を安定的に運営していくためには、国保が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出を保険料（税）や国庫負担金などにより賄うことにより、国保特別会計において収支が均衡していることが重要である。
- ・市町村における決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入や繰上充用については、計画的・段階的に解消を図るとともに、新たに発生させないことを共通認識とする。
- ・解消・削減すべき赤字
「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の新規増加額」の合計額
- ・赤字解消の目標年次
令和10年度まで

② 保険料（税）水準の統一

- ・少子高齢化に伴う現役世代の減少や医療技術の高度化等に伴う医療費の増大により、従来の市町村単位の国保運営では、保険料（税）負担の急増や赤字（法定外繰入等）の拡大・恒常化など、保険財政基盤の更なる脆弱化が懸念される。
- ・国保制度改革の趣旨を踏まえ、市町村単位で相互扶助する国保の仕組みを強化し、本県国保財政の更なる安定化を図る観点から、県内の保険料（税）水準を統一し、市町村内の住民相互のみならず市町村間（県全体）で支え合う体制づくりを進める必要がある。
- ・保険料（税）水準の統一を進めるにあたっては、医療費水準の地域格差をはじめとする様々な課題が堆積されている状況を考慮し、令和8年度までの期間は課題に対してどのように取り組むかを協議しながら、解決に注力する。
- ・令和9年度からは、納付金算定において二次医療圏ごとの医療費指数を使用し、その後、医療費指数反映係数である α を徐々に引き下げ、早ければ令和15年度には $\alpha = 0$ とすることを目標とする。
- ・最終的には、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料（税）となる「完全統一」を目指す。

＜モデル世帯での所得別の税額比較＞ ※減免適用前で、地方税法施行令の一部改正（R7.4 施行予定）に伴う課税限度額の引上げを反映した試算

パターン①：40代夫婦、中学生1人、小学生1人（給与所得）

（単位：円）

所得額	令和6年度				令和7年度				増減額
	医 療	支 援	介 護	計	医 療	支 援	介 護	計	
0～430,000	32,100	9,500	6,300	47,900	43,600	15,100	8,500	67,200	+19,300
500,000	59,200	17,700	12,200	89,100	78,300	27,300	16,000	121,600	+32,500
1,000,000	99,200	30,700	24,200	154,100	118,900	41,700	28,500	189,100	+35,000
2,000,000	211,400	66,300	54,600	332,300	243,600	85,600	62,200	391,400	+59,100
3,000,000	312,900	98,700	82,800	494,400	353,800	124,600	93,000	571,400	+77,000
4,000,000	392,900	124,700	106,800	624,400	434,900	153,400	118,100	706,400	+82,000
5,000,000	472,900	150,700	130,800	754,400	516,000	182,200	143,200	841,400	+87,000
6,000,000	552,900	176,700	154,800	884,400	597,100	211,000	168,300	976,400	+92,000
7,000,000	632,900	202,700	170,000	1,005,600	660,000	239,800	170,000	1,069,800	+64,200
8,000,000	650,000	228,700	170,000	1,048,700	660,000	260,000	170,000	1,090,000	+41,300

パターン②：70歳以上の夫婦（年金所得）

（単位：円）

所得額	令和6年度				令和7年度				増減額
	医 療	支 援	介 護	計	医 療	支 援	介 護	計	
0～430,000	19,500	5,800	—	25,300	25,200	8,700	—	33,900	+8,600
500,000	25,100	7,600	—	32,700	30,800	10,700	—	41,500	+8,800
1,000,000	78,200	24,500	—	102,700	88,200	31,000	—	119,200	+16,500
2,000,000	190,900	60,300	—	251,200	211,300	74,400	—	285,700	+34,500
3,000,000	270,900	86,300	—	357,200	292,400	103,200	—	395,600	+38,400
4,000,000	350,900	112,300	—	463,200	373,500	132,000	—	505,500	+42,300
5,000,000	430,900	138,300	—	569,200	454,600	160,800	—	615,400	+46,200
6,000,000	510,900	164,300	—	675,200	535,700	189,600	—	725,300	+50,100
7,000,000	590,900	190,300	—	781,200	616,800	218,400	—	835,200	+54,000
8,000,000	650,000	216,300	—	866,300	660,000	247,200	—	907,200	+40,900